



伊東市

Ito City

おくやみ ハンドブック

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

伊東市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所を中心とした諸手続について、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

伊東市役所 ☎ 0557-32-1351

もくじ

身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れ（目安）	P.2
死亡に伴う各種手続チェックリスト	P.3
死亡に伴う各種手続	
1. 住民登録に関する手続	P.5
2. 保険に関する手続	P.6
3. 年金に関する手続	P.9
4. 税金に関する手続	P.10
5. 介護保険に関する手続	P.13
6. 福祉（障がい）に関する手続	P.15
7. 子どもに関する手続	P.22
8. 上下水道に関する手続	P.25
9. その他の手続	P.27
亡くなられた方が会社員であった場合	P.29
亡くなられた方が個人事業主であった場合	P.30
改葬・墓じまいの手続について	P.30
少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト	P.31
相続に関する手続チェックリスト	P.33
家系図	P.35
故人の財産について	P.36
法定相続情報証明制度について	P.37

身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none">○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	<ul style="list-style-type: none">○死亡届など○健康保険・世帯主変更○年金関係の手續○公共料金などの手續 (31 ページ参照)	
4か月以内		<ul style="list-style-type: none">○遺言調査・遺言書の検認○相続人調査○相続財産調査○相続放棄・限定承認	(33 ページ参照)
10か月以内			<ul style="list-style-type: none">○所得税の準確定申告 (34 ページ参照)
1年以内	<ul style="list-style-type: none">○一周忌	<ul style="list-style-type: none">○遺産分割協議 (33 ページ参照)○払戻・解約・名義変更など	<ul style="list-style-type: none">○相続税の申告 (34 ページ参照)○相続税の延納・物納の申請

伊東市で必要な手続については5ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続チェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.5
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.6
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.7
年金	<input type="checkbox"/>	年金に加入又は受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.10
	<input type="checkbox"/>	市税を口座振替により納付していた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産（所有権移転登記が済んでいない）を持っていた	P.11
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.12
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上又は介護認定を受けていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	介護保険料が発生していた	P.14
福祉（障がい）	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	在宅重度障害者等福祉サービス支援金を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	
	<input type="checkbox"/>	重度障害者（児）医療費の助成を受けていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	伊東市タクシー助成券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.24
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
	<input type="checkbox"/>	水洗便所改造等資金貸付金を償還中であった	P.26
	<input type="checkbox"/>	都市下水路占用について	
その他	<input type="checkbox"/>	農地の相続について	P.27
	<input type="checkbox"/>	道路占用(市道・○○地内道路)について	
	<input type="checkbox"/>	河川占用(準用河川・普通河川・○○地内水路)について	P.28
	<input type="checkbox"/>	伊東図書館利用者カードについて	

1. 住民登録に関する手続

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証の返却又は破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は亡くなられた日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課市民係 ☎ 0557-32-1351

MEMO

2. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続① 保険証の返却

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	保険年金課国民健康保険係 ☎ 0557-32-1622

手続② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなれたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者であった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合から支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課国民健康保険係 ☎ 0557-32-1621

手続③ 高額療養費の申請

手続詳細	期 限
世帯主が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	診療月の翌月1日から2年間
	手続可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳など <input type="checkbox"/> 亡くられた方の出生から死亡までの戸籍謄本（コピー可） <input type="checkbox"/> 相続人であることを確認できる書類	保険年金課国民健康保険係 ☎ 0557-32-1621

2. 保険に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 保険証の返却

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。	なし
必要なもの	手続可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	問合せ先 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続可能な人 葬祭執行者（喪主）
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	問合せ先 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

MEMO

手続③ 高額療養費の申請及び相続人代表者に関する届の提出

手續詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前に亡くなり、支給ができなかつた場合に、相続人代表者に支給されます。	診療月の翌月1日又は伊東市から申請書が到達された日の翌日から2年間
(1)以前に高額療養費が支給されたことがある場合 『相続人代表者に関する届』を提出してください。該当になり次第、相続人代表者に支給されます。	手続可能な人 相続人代表者
(2)高額療養費が支給されたことがない場合 該当になった場合に、『高額療養費支給申請書』及び『相続人代表者に関する届』を送付しますので、記入の上、提出してください。	
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者が法定相続人以外の場合は、遺言書の写しなど	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

手続④ 亡くなられた方に関する通知の送付先について

手續詳細	期 限
亡くなられた方に関する通知（後期高齢者医療保険料の精算など）は、『相続人代表者に関する届』を提出いただいた相続人代表者に送付します。 『相続人代表者に関する届』の提出前又は提出がない場合は、原則、死亡届の届出人に送付します。別の方への送付を希望される場合は、保険年金課にご連絡ください。	一
	手続可能な人 相続人など
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続をする方の身分証明書	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

MEMO

3. 年金に関する手続

年金に加入又は受給していた

手続 必要な手続の確認

手續詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況により異なるため、手続や必要な書類について、お問合せください。	できるだけ速やかに 手続可能な人 —
必要なもの	問合せ先
お問合せにより案内します。	保険年金課年金係 ☎ 0557-32-1625 ※加入していた年金により手続のお問合せ先が異なることがあります。 年金ダイヤル ☎ 0570-05-1165 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166 各共済組合 各企業年金

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手續詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は市内のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	亡くなられた日から 10 日間以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の亡くなられた日が確認できる住民票の写し又は除籍抄本あるいは亡くなられた日を明らかにできる証明書	遺族 問合せ先
	お近くの JA 農業委員会事務局 ☎ 0557-32-1735

4. 税金に関する手続

市税の納付が済んでいない

手続 未納の市税の納付

手続詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなれた方に代わって納付していただく必要があります。	納稅通知書及び納付書に記載の納期限まで
亡くなられた方の市税の納稅通知書が既に届いており納付が済んでいない場合は、納稅通知書に添付されている納付書により納付してください。	手續可能な人
亡くなられた方の市税の納稅通知書が未送付の場合は、相続人の代表者へ納稅通知書を送付させていただくこととなりますので、送付を受けた後、納稅通知書に添付されている納付書により納付してください。	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納付書	収納課収納係 ☎ 0557-32-1291

市税を口座振替により納付していた

手続 口座振替廃止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払込）制度を利用されていた、又は口座名義人になっていた場合は、窓口又は郵送にて口座振替廃止の手續をしてください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手續可能な人
<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（廃止届）又は 自動払込利用廃止届書（ゆうちょ銀行用）	相続人
<input type="checkbox"/> 口座届出印	問合せ先
	収納課管理係 ☎ 0557-32-1295

..... MEMO

4. 税金に関する手続

固定資産（所有権移転登記が済んでいない）を持っていた

手続 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届の提出

手續詳細	期 限
<p>亡くなられた方が所有されていた固定資産（土地・家屋）は、相続登記が完了するまでの間、相続人全員の共有財産として扱われます。固定資産の現所有者を申告していただき、翌年度からの固定資産税・都市計画税の納税通知書などを、現所有者申告者（相続人代表者）に送付させていただきます。</p> <p>亡くなられた方の納付方法が口座振替で、引き続き口座振替を希望される場合は、新たに口座振替の手続をしていただく必要があります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方又は亡くなられた年内に相続登記予定の方は、届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続をお願いします。</p>	相続が発生した年内
必要なもの	問合せ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p>課税課資産税係 ☎ 0557-32-1275（土地） ☎ 0557-32-1276（家屋）</p> <p>管轄の法務局 法務局熱海出張所 ☎ 0557-81-2586</p>

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手續をしてください。	亡くなられた日から30日以内
手続可能な人	
①相続人 ②相続人と同居の親族 ③その他 ※③の方が手續される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。	
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手續する場合のみ: 相続人からの委任状	課税課市民税係 ☎ 0557-32-1274

手続② 相続人への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手續をしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問合せください。	亡くなられた日から15日以内
手続可能な人	
①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他 ※③の方が手續される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。	
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手續する場合のみ: 相続人からの委任状	課税課市民税係 ☎ 0557-32-1274

5. 介護保険に関する手続

65歳以上又は介護認定を受けていた

手続 ① 証書の返却又は破棄

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却又は破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、返却又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	どなたでも可
	問合せ先
	高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0557-32-1563

手続 ② 高額介護サービス費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	サービスを利用した翌月の1日又は伊東市から申請書が到達された日の翌日から2年間
(1) 以前に高額介護サービス費が支給されたことがある場合 『口座変更申請書』を提出してください。	手続可能な人
(2) 以前に高額介護サービス費が支給されたことがない場合 該当になった場合に『介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書』を送付しますので、記入の上、提出してください。	相続人代表者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）	高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0557-32-1563

..... MEMO

介護保険料が発生していた

手続 相続人による精算手続又は還付手続

手続詳細	期 限
後日、届出人等（届出人が相続人でない場合は市で把握した相続人）のご住所に保険料又は還付に関するお手紙を送付する場合があります。お手紙が届いた際には、ご対応をお願いいたします。	翌月から半年を目安にお手紙を送りますが、個々の状況により異なります。
必要なもの	手続可能な人
□ 高齢者福祉課から送られてきた介護保険料に関するお手紙	相続人 問合せ先 高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0557-32-1564

MEMO

6. 福祉(障がい)に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちであった場合、亡くなれた日をもって喪失となりますので返却してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は療育手帳	どなたでも可
問い合わせ先	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

障害児福祉手当を受給していた

手続

障害児福祉手当資格喪失届の提出

(未払分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手續詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば請求の手続が必要です。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払分がある場合は、同一世帯の親族の振込口座のわかるもの	同一世帯の親族
問い合わせ先	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

MEMO

特別障害者手当を受給していた

手続

**特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)**

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当がある場合は、請求の手続が必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	同一世帯の親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払分がある場合は、同一世帯の親族の振込口座のわかるもの	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続

**特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)**

手續詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し又は戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

6. 福祉(障がい)に関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

**手続 特別児童扶養手当資格喪失届(又は額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出)**

手続詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

在宅重度障害者等福祉サービス支援金を受給していた

手続 在宅重度障害者等福祉サービス支援金受給資格喪失届の提出

手續詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度障害者等福祉サービス支援金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の支援金がある場合は、請求の手続が必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	同一世帯の親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払分がある場合は同一世帯の親族の振込口座の分かるもの	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

MEMO

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちであった場合、亡くなられた日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続　死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手續詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が 亡くなれた日から3年以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書の写し（原本証明が必要） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書 <input type="checkbox"/> 口数追加証書	年金を受給する方又は 扶養年金管理者 問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

6. 福祉(障がい)に関する手続

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手續詳細	期 限
亡くなられた方が扶養年金を受給予定であった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当がある場合は、請求の手続が必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	年金加入者又は扶養年金管理者
	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書の提出

手續詳細	期 限
亡くなられた方が扶養年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当がある場合は、請求の手続が必要です。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	指定相続人
	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

重度障害者（児）医療費の助成を受けていた

手続

重度障害者（児）医療費助成受給者証の返却及び資格喪失届、口座変更の手続

手續詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者（児）医療費助成を受給していた場合、亡くなれた日をもって受給資格が喪失となります。	亡くなられた日から 14日以内
手続可能な人	
親族	
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者（児）医療費助成金受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

伊東市タクシー助成券を利用していた

手続

伊東市タクシー券の喪失届と未使用分のタクシー助成券の返却

手續詳細	期 限
亡くなられた方が伊東市タクシー助成券を利用していた場合、亡くなれた日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の伊東市タクシー助成券があれば返却となります。	なし
手続可能な人	
どなたでも可	
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の伊東市タクシー助成券	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

6. 福祉(障がい)に関する手続

児童通所施設を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更又は返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、亡くなられた日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証を返却してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	どなたでも可
	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、亡くなられた日をもって使用不可となります。障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	どなたでも可
	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

MEMO

7. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 未支払児童手当の請求、受給者変更の手続

手續詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払の児童手当請求手続及び受給者の変更手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続可能な人
<p>【今後児童を監護する方】</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関の通帳又はキャッシュカード</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーが分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>【児童手当対象児童】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童名義の通帳又はキャッシュカード</p>	<p>受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方</p> <p>問合せ先 子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581</p>

児童扶養手当を受給していた

手続 受給者死亡届(未支払手当請求書)を提出

手續詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。未払の手当がある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<p><input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の振込口座の分かるもの（未支払の手当がある場合）</p>	<p>親族</p> <p>問合せ先 子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581</p>

7. 子どもに関する手続

子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返納

手続詳細	期 限
子ども医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は亡くなれた日をもって失効となりますので、返納又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給者証	保護者
	問合せ先
	子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581

ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返納、喪失届又は変更届提出の手続

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給者証は亡くなれた日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成受給者証	【児童が亡くなられた場合】 保護者
<input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類	【保護者が亡くなられた場合】 親族
	問合せ先
	子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581

..... MEMO

養育医療券を交付されていた

手続 医療券の返納手続

手続詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は亡くなられた日をもって失効となりますので、返納又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券	保護者
<input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類	問合せ先 子育て支援課母子保健係 ☎ 0557-32-1582

MEMO

8. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続 水道所有者又は上下水道使用者に関する変更手続

手續詳細	期 限
亡くなられた方が水道所有者又は使用者の場合、名義の変更若しくは閉栓の手続が必要となります。 なお、営業時間は平日の午前8時30分から午後5時30分、土・日・祝休日・年末年始は休業となります。 ※電話手続可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問合せ先
所有者又は使用者の確認や、手続の内容により申請書、添付書類等が異なりますので、来庁前に問合せ先までお電話ください。	水道料金事務センター ☎ 0557-32-1853

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出

手續詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、下水道受益者変更申告書により受益者の変更の手続をお願いします。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ変更申告書をお送りします。	受益者の変更があった日から14日以内
必要なもの	問合せ先
□ 印鑑	下水道課経理係 ☎ 0557-32-1821

MEMO

水洗便所改造等資金貸付金を償還中であった

手続 債務引受書等の提出

手続詳細	期 限
水洗便所改造等資金貸付金償還金の支払者が亡くなられた場合は、債務引受書の提出をお願いします。	できるだけ速やかに
また、法定相続人が複数人要る場合は、債務引受者が債務を引き受けることに関する他の法定相続人の同意書を併せて提出してください。	
必要なもの	手続可能な人
【債務引受書】 <input type="checkbox"/> 債務引受者の署名又は記名、押印欄あり。	親族又は同居者
【同意書】 <input type="checkbox"/> 他の法定相続人の署名又は記名、押印欄あり。	問合せ先 下水道課経理係 ☎ 0557-32-1821

都市下水路占用について

手続 名義変更又は廃止手続

手続詳細	期 限
死亡に伴う名義変更をする場合には、「地位承継届」を、占用を廃止する場合には「廃止届」を提出する必要があります。	死亡してから 14 日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑	親族又は同居者
	問合せ先 下水道課経理係 ☎ 0557-32-1821

MEMO

9. その他の手続

農地の相続について

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
農地の権利を相続などによって取得したときは、その旨の届出が必要です。	農地の権利を取得したこと を知った時点からおおむね 10か月以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続登記の書類一式（登記完了証など）又は相続登記後に取 得した登記事項証明書	農地の権利を相続などに よって取得された方

道路占用（市道・〇〇地内道路）について

手続 名義変更又は廃止（返地）手続

手続詳細	期 限
名義変更する場合には、『道路占用の権利及び義務継承届』、占用を廃止（返地）する場合には、『返地届』を提出する必要があります。	名義変更する場合は1か月 以内、占用を廃止した場合 は10日以内
必要なもの	手続可能な人
【道路占用の権利及び義務承継届】 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（コピー可）、登記事項証明書その他占用者の相続人 であることを証明する書類	親族
【返地届】	問合せ先
<input type="checkbox"/> 占用物件を撤去したことが確認できる写真など	建設課建設総務係 ☎ 0557-32-1751

河川占用(準用河川・普通河川・〇〇地内水路)について

手続 名義変更又は廃止手続

手続詳細	期 限
死亡の場合には『死亡(解散)届』、名義変更する場合には『地位承継承認申請書』、占用を廃止する場合には『行為廃止届』を提出する必要があります。	準用河川及び普通河川については、死亡してから14日以内
必要なもの	手続可能な人
<p>【地位承継承認申請書】</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本(コピー可)、登記事項証明書又はその他占用者の相続人であることを証明する書類</p> <p>【行為廃止届】</p> <p><input type="checkbox"/> 占用物件を撤去したことが確認できる写真など</p>	<p>【死亡(解散)届】 戸籍法の規定による届出義務者</p> <p>【地位承継承認申請書】</p> <p>【行為廃止届】 親族</p> <p>問合せ先 建設課建設総務係 ☎ 0557-32-1751</p>

伊東図書館利用者カードについて

手続 利用者カードの返却、貸出中の本の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が伊東図書館利用者カードをお持ちの場合、伊東図書館へご返却ください。また、貸出中の本をお持ちの場合、伊東図書館へご返却ください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<p><input type="checkbox"/> 返却する利用者カード</p> <p><input type="checkbox"/> 貸出中の本</p>	どなたでも可

亡くなられた方が会社員であった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者であった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票の写し、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主であった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手續が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。 熱海税務署 ☎ 0557-81-3515
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続について

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- 受入証明書
- 永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受取

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問合せ先

市民課市民係

☎ 0557-32-1351

少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	伊東警察署 ☎ 0557-38-0110 東部運転免許センター ☎ 055-921-2000
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 熱海税務署 ☎ 0557-81-3515
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記など	静岡地方法務局 熱海出張所 ☎ 0557-81-2586
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		NHK ☎ 0120-15-1515

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手續が進めやすくなります。

MEMO

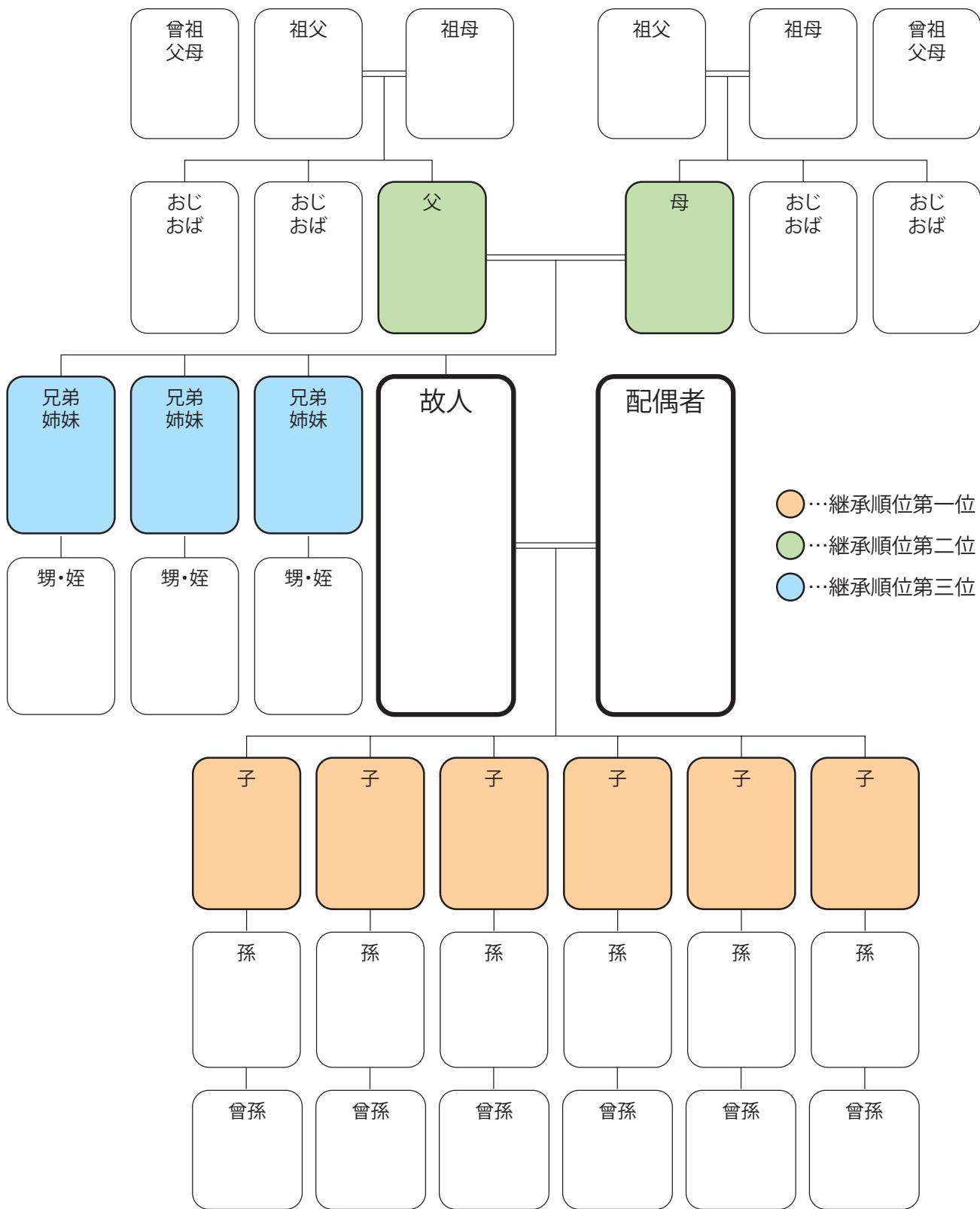
相続に関する手続チェックリスト

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から亡くなられた日まで所得があつた場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があつたことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続を応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、

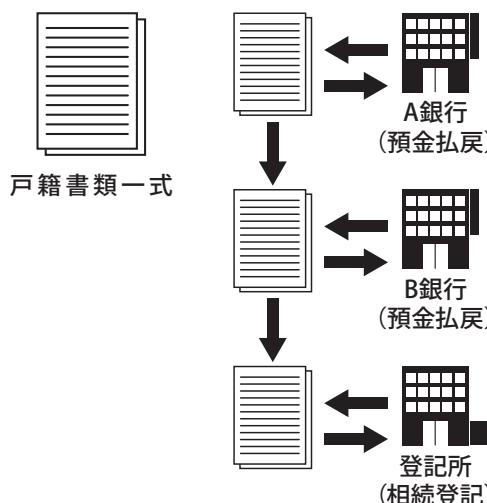
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

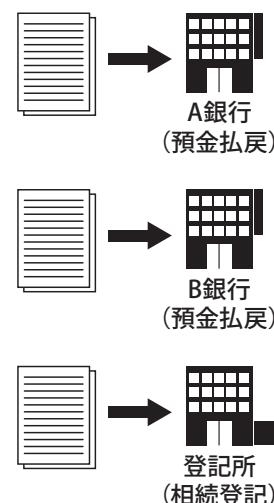
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手續が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人又は代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続にお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続は専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

[法務局ホームページ](#)

検索

MEMO

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からぬ土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今の中から、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！





令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります。それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行なうことが、重要です**

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も、令和4年4月から、拡充されています。

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいの？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います。

手續は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります。

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています。

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいの？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- 専門家（司法書士・弁護士）に相談したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

誰に相談すればよいかわからない とお悩みではないですか？

手続きの交通整理と、相続手続きに共通して必要な書類の作成は、行政書士の得意分野です。どうぞご相談ください。

実際に
相続手続きを
するための
準備

&

相 繼
の手続
き



必要書類がよくわからない。

*わかりやすくご説明させていただきます。
状況をお伝えください



突然のこと
わからぬことばかり

*何でもお気軽にお尋ねください

頼んだときに費用がいくら
かかるのか不安

*料金表を用意しています。
事前のお見積りもお出しできます。

＼ お困りごとやお悩みをお聞かせください。(初回ご相談無料) ／

疑問や質問に、ご納得いただけるまでご説明させていただきます。

相続手続きに必要な遺産分割協議書、相続関係説明図、法定相続情報の作成、作成のための相続人調査や相続財産調査などをお引き受けしています。

行政書士が扱えない不動産登記、相続税申告、相続放棄、未登記建物の登記などは、それぞれの司法書士、税理士、弁護士、土地家屋調査士等の専門家をご紹介できます。

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

とう行政書士事務所

静岡県行政書士会所属 行政書士 都甲豊子

0557-48-7578

土日・祝日等の事務所不在時も転送で対応可能です

〒414-0027 伊東市竹の内2丁目3番26号 伊東商工会議所向かい



不動産の売却 承ります

相談無料

査定無料

秘密厳守

実家を処分したい

使っていない
土地・空家を
売りたい

売却して
即現金化したい

相続不動産を
処分したい

お困りでは
ありませんか？

不動産買取のご相談、お問い合わせもお気軽にどうぞ



株式会社 田舎屋

【営業時間】9:00～17:00 【定休日】日曜日・祝日 静岡県知事免許（12）4547号
伊東市富戸1309番地の21（2階）（国道135号沿 石井石材様隣り）
FAX：0557-51-5287 mail@izu-inakaya.jp 代表取締役：松林立士

お気軽に
お問い合わせください

☎ 0557-51-5277

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!



0120-982-219

[受付時間]

9:00~17:30(年中無休)
※年末年始を除く

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



※「身元保証・生前準備パック」ではお客様のご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

相続のお手続きは 私たちにお任せください。

戸籍等の書類収集・不動産の名義変更・預金の解約手続き

遺産分割協議書の作成・相続放棄・遺言書や生前対策など

複雑で面倒なお手続きは
相続のスペシャリストがあなたをしっかりサポート!



相続は十人十色。じっくりとお話を伺います。

相続専門

ご自宅での
出張相談
無料

初回相談
無料

相続登記が義務化されます。不動産の名義変更はお早めに!

— 司法書士3名 行政書士2名 事務スタッフ13名で対応 —

司法書士法人 おさだ

完全予約制
無料相談予約

TEL **0557-48-7620**

本店
伊豆高原支店
熱海支店

東伊豆町稻取280-1
伊東市八幡野1140-9
熱海市中央町4-15

稻取郵便局前
国道沿いカインズ近く
熱海市役所立体駐車場向かい

HP



静岡第18-00037号

廣告

宗教·宗派之間



富士を背にし、十国峠の東斜面に広がる
壮大な眺望に優れ、陽は園内を明るく照らす。

天空の聖園

TENKUNO SEJEN



公益財団法人 熱海日金山靈園

〒413-0002 静岡県熱海市伊豆山1146-4 TEL.0557-82-4100(水曜定休)

【靈園概要】事業主体:公益財団法人 热海日金山靈園[热海市と伊豆箱根鉄道(株)の出捐により設立] 経営許可番号(衛第5の1の1) / 総面積:53,464m² / 墓所面積:10,978m² / 総区画数:2,666区画 販売区画:100区画 / 施設:管理事務所・休憩所・駐車場(100台)・東屋・屋外トイレ・他

熱海からお車で約**20**分
三島から 小田原から
お車で約**36**分 お車で約**38**分

ご見学をご希望の方へ
ご予約いただければ…

JB 矢南駅 JB 来宮駅 JB 熱海駅

函南駅・来宮駅・熱海駅のいずれの駅より無料で送迎いたします。ご希望の方は、希望日の1ヶ月前から前日の午後4時までにお電話いただき、ご予約をお願いします。その際に、指定駅の待合せ時間・場所、待合せ方法など詳細をお伝えいたします。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

無料送迎バス運行中

熱海日金山霊園石材センター

受付時間：午前9時～午後4時 水曜定休

ご問合せ・資料のご請求は…

 0557-82-3335

広告掲載に関するお問合せ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

発 行 伊東市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2023年12月